

判 決 要 旨

第1 事案の概要

本件は、建物の新築、改修等に従事した建築作業従事者19名の本人又はその相続人（控訴審終結時には合計33名）が、建築現場で使用された石綿含有建材から発生した石綿粉じん曝露して石綿関連疾患に罹患したとして、労働安全衛生法等で規制権限を有していた国及び石綿含有建材を製造・販売した建材メーカー22社に対して、国家賠償法又は共同不法行為に基づき、建築作業従事者一人当たり3850万円の損害賠償金等の連帯支払を求めた事案である。

第1審は、建築作業従事者12名に関する請求を一部認容したが、7名に関する請求は全て棄却し、建材メーカーに対する請求は全て棄却している。

第2 当裁判所の判断

1 国に対する請求について

(1) 第1審の判断同様、国は、遅くとも昭和50年には、建築現場における屋内作業場での石綿含有建材の切断、穿孔等の作業に従事することにより、建築作業従事者が石綿粉じん曝露し、石綿関連疾患に罹患する危険性を具体的に認識することができたと判断する。その上で、昭和50年10月1日時点で、事業者に対し労働者に防じんマスクを使用させることを義務付ける規制権限、作業現場における警告表示を義務付ける規制権限、建材メーカーに対し石綿含有建材への警告表示を義務付ける規制権限、これらを行ってしなかつたことは違法であると判断する。違法の時期は、平成18年9月1日までである。

(2) 第1審の判断同様、石綿含有建材の製造等を禁止する規制権限を行ってしなかつたことは違法であると判断する。同権限を行ってすべき時期は、平成3年末と判断する。特化則で石綿の代替化の努力義務が定められてから15年を超える平成3年には、石綿の発がん性は確固たるものとなり、クリソタイルの使用も十分な管理下での使用が必要であった。被控訴人企業らの動向をみる限り、平

成3年頃までにはかなりの種類の石綿含有建材はノンアス化されていた。建築作業現場は、曝露濃度の管理もされておらず、石綿の管理使用とはほど遠い状況にあった。

- (3) 第1審の判断同様、労働安全衛生法の直接の保護対象に一人親方等は含まれないものと判断する。しかし、同法55条（製造等禁止）、57条（警告表示）に関しては、規定の内容、由来、本件の建築作業従事者の稼働形態をみると、労働者に対する規制権限の不行使があった場合の国家賠償の保護範囲としては、労働者性の認められない者又は認められない時期にも及ぼすのが相当である。
- (4) この結果、建築作業に従事していたのが昭和49年以前である1名及び作業内容が十分明らかにならなかった1名を除き17名の建築作業従事者について、国は、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償責任があると判断する。基準となる慰謝料額は第1審と同額とするが、石綿含有建材の普及は国の住宅政策に起因する面があること、製造等の禁止に係る規制権限不行使があることから、国の責任の範囲を損害の2分の1とし、喫煙歴等による減額を行い、弁護士費用を加算して、建築作業従事者1名当たり742万5000円から1485万円、認容額では総額約2億1800万円の損害賠償を認める。

2 被控訴人企業らに対する請求について

- (1) 当裁判所は、被控訴人企業らにおいても、昭和50年には、石綿及び建築資材を巡る基本的な事実の認識から、石綿含有建材によって建築作業従事者が石綿関連疾患を発症する危険性を予見可能であったと判断する。

その上で、製造販売業者は、解体工事等を除き建築作業従事者に対し、石綿含有建材の危険性等についての警告を表示する義務を負うが、義務が履行されていなかったと判断する。

- (2) 共同不法行為の加害行為としては、建材の建築作業従事者への到達が必要であるが、控訴人らの主張する主要原因建材及び主要原因企業の特定は、共同行為者の特定であるとともに、主要原因建材の建築作業従事者への到達を証明す

るものと捉えられる。本件のように、長期間にわたって多数の現場で作業し、建材使用が極めて多数回に及ぶ一方、自ら主体的に建材を選択しておらず、物的証拠がないこともやむを得ない場合は、マーケットシェアを利用した共同行為者の特定も合理性を有する。

(3) 当裁判所は、シェア率10%を基準に各建材の種類ごとにシェア上位企業を選定し、シェア上位企業と各建築作業従事者の供述、作業内容から、12名の建築作業従事者について主要原因企業を認定した。他の7名は、建築作業に従事していたのが昭和49年以前であること、解体工事が主であることなどから主要原因企業を認定するまでもないか、認定することができなかった。

(4) 本件について、民法719条1項前段及び後段の共同不法行為は成立しないと判断する。しかし、様々な石綿含有建材からの石綿粉じんが長期間にわたって少しずつでも繰り返し曝露することで罹患するという石綿関連疾患の性質を踏まえると、本件に民法719条1項後段を類推適用し、共同不法行為の成立を認める。ただし、他に加害者がいないとの要件を満たさないため、その責任は寄与の割合に基づく。また、企業同士の認識から連帯責任を認める。

寄与の割合について、昭和50年以前の石綿粉じん曝露があるので、縦の寄与割合を原則として5割とし、他の原因企業が存在するので、横の寄与割合を8割とみる。

(5) この結果、先の12名の建築作業従事者について、組み合わせは一律ではないが、合計8社の共同不法行為責任があると判断し、基準となる慰謝料額は国に対するのと同額とし、喫煙歴による減額を行い、弁護士費用を加算して、1名当たり660万円から1478万4000円、認容額では総額約1億2100万円の損害賠償を認める。

* 本要旨は、わかりやすさを重視しており、正確には判決による。

大阪高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官江口とし子、裁判官大藪和男、裁判官影浦直人